

令和3年9月1日

保護者の皆様

文京区立昭和小学校

校長 杉本 謙

文京区立昭和小学校の新型コロナウイルス感染症対策について (緊急事態宣言発令時：令和3年9月1日現在)

基本方針

- 文部科学省、東京都教育委員会、文京区教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対策のためのガイドライン及び通知に基づき、本校の全教育活動について、実施内容の変更を検討又は修正するとともに、感染症対策に努めて学校運営を展開する。

I 感染予防に関して

感染予防の対策は、東京都に対して、「緊急事態宣言」が発出される中での、東京都教育委員会及び文京区教育委員会から基本的な対応方針に則った内容です。

これは現時点での内容であり、今後変更となる可能性があります。変更がある場合は、改めてお知らせいたします。

1 児童の生活を通じた感染予防策

(1) 基本的な感染症予防策の徹底（家庭での予防策を含む）

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（咳エチケット）
※ 児童のマスク着用をお願いいたします。
- ・ 毎朝の検温、健康観察（風邪の症状等が見られる場合は無理せず休養）
※ 毎朝ご自宅で検温し、健康観察表にご記入をお願いします。登校時に児童に持たせてください。発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は、無理をせずに自宅で休養させてください。この場合は、出席しなくてもよいと認める日（出席停止・忌引等）の日数となります。
- ・ 家族に何らかの感染症の症状が見られる場合は、無理せず休養をさせてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、出席しなくてもよいと認める日（出席停止・忌引等の日数）として扱います。
- ・ 児童に水筒を持たせてください。中身は、水かお茶、麦茶とします。冷水機は禁止とはしませんが、水分補給は、水筒を使用することを優先とします。

(2) 学校における感染予防環境の充実

- ・ 登校時の健康チェック（登校前に検温、昇降口にて検温機で再確認）します。
- ※ 健康観察表を忘れた児童や、昇降口におけるサーモグラフィ検査で発熱反応が見られた児童については、教室での検温及び風邪症状の確認をします。
- ・ 教室等における密集を回避（児童同士の間隔を1mを目安に最大限確保）します。
- ・ 30分に1回以上換気（1単位授業45分間一度、授業間に一度必ず実施）します。
- ※ 教室等で二酸化炭素濃度を測定しながら適切に換気をします。空調等による温度調節を行いますが、衣服での調整もしやすいようにしてください。
- ・ 各学級に最新空気清浄加湿器設置し、常時稼働（ウイルス対策）をします。
- ・ 昇降口から階段を上がる場所に消毒用マットを設置し、上履きの裏を消毒できるようにします。
- ・ 児童が教室等で消毒できるように、アルコールを含んだ消毒液を設置します。
- ・ 放課後は速やかに下校します。（アクティ昭和は継続）
- ・ 毎日、教職員が不特定多数の児童が触れる場所を中心に消毒作業を行います。

(3) 休み時間における感染症予防策の徹底

- ・ 休み時間等は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導します。
- ・ 休み時間を含めて、原則一日中マスクを着用します。ただし、呼吸が困難になる体育科等での活動を除きます。
- ・ 昭和小では、児童には、登校時や休み時間終了時、体育終了時等に手洗いを実施させます。清潔なハンカチを毎日持たせてください。

(4) 昼食における感染症予防策の徹底

- ・ 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。
- ・ 児童同士が対面で喫食する形態を避け、会話はしません。
- ・ 給食の配食を行う児童は、体調不良の症状の有無、衛生的な服装をしているか手洗いを十分にしたか等、給食当番活動が可能であることを確認し、適切でない認められる場合は給食当番を交代するなどの対応を行います。また、配膳の際は、児童が間隔を空けて並ぶなどの工夫をします。児童が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせます。

(5) 学習活動について

- ・ 学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を越えた活動は最小限にとどめます。全校朝会や各種集会は、放送設備等を活用し、各教室で実施します。ただし、十分な換気及び児童の間隔の確保が可能な場合は、教室以外の場所で実施することもあります。
- ・ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動は必要最低限にとどめます。やむを得ず、児童の会話や発声などが必要な場合は、十分な換気及び児童間の間隔を確保した上で指導します。
- ・ 音楽科における歌唱の際は、マスクを着用することを原則とし、管楽器（リコーダー等）を演奏する際は1m以上の距離を確保することで飛沫感染を防止して実施しま

す。感染状況により、演奏を見合わせ場合もあります。調理実習について等、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、緊急事態宣言が解除されるまで実施しません。

(6) 児童が体調不良を訴えた場合

当該児童を、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者様に連絡した上で下校させます。速やかにお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

発熱や咳等の風邪症状が確認された場合は、多目的室前に特別に設置された保健別室で待機となります。

2 教職員等の健康管理と感染予防策の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、マスク着用を行います。
- ・ 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）を行います。
- ・ 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）をします。
- ・ 委託事業者に対する健康管理の徹底を依頼（出入り業者への申入れ、校内表示）します。

(2) 給食指導や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ・ 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。
- ・ 対面して喫食する形態を避け、会話を控えます。
- ・ 会議等は必要最小限にするとともに、休憩時間等は、大人数、大声、至近距離での会話を控えます。

(3) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- ・ 20時以降の不要不急の外出は避けます。
- ・ 会食は控え、飲酒を伴う会食は厳に慎みます。
- ・ 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛します。

3 学校施設の外部利用・施設開放に関して

- ・ 緊急事態宣言期間中の学校施設の外部利用及び利用申請は中止します。
- ・ 緊急事態宣言期間中の土・日・祝日の「こどもひろば」（校庭開放）は中止します。
- ・ 放課後全児童向け事業（アクティ昭和）は、継続して実施します。

4 その他

- ・ 国や地域を問わず、海外から帰国した児童については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請します。
- ・ 緊急事態宣言が継続する中でも、学びが継続できるようオンライン学習についても努めます。
- ・ 学校に登校できない児童の状況を把握し、個々の状況に応じてオンライン学習等の実施をします。

II 感染者の発生に際して

令和2年12月3日付で文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されました。これを受け、文京区教育委員会から通知された方針に則り、新型コロナウイルス感染症罹患者が発生した際の対応を、下記のようにしています。

1 児童・教職員等の感染が確認された場合の学校の基本的な対応

(1) 児童が在校時に確認された場合の対応

- ・ 教育委員会は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、当該学級、当該学年又は本校の教育活動の中止について判断します。
- ・ 学校は、学校一斉メール配信（フェアキャスト）で保護者等に状況と対応をお知らせします。
- ・ 教育活動が中止となった場合には、保護者による児童の引き取りをお願いします。
- ・ 保護者が引き取るまでは、3密を避け、通常の下校時刻まで、学校で預かります。
- ・ 通常の下校時刻になりましたら、児童は下校となります。預かり保育、育成室及び放課後全児童向け事業（アクティ昭和）については、後述4のとおりとします。

(2) 週休日等週休日等、児童が在校していない時に確認された場合の対応

- ・ 学校一斉メール配信（フェアキャスト）で、今後の対応等についてお知らせします。

2 臨時休業となる範囲（学級、学年、学校等）と期間について

- ・ 教育委員会は、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、学校内での感染状況に応じて、臨時休業とする範囲と期間を判断します。
- ・ 臨時休業とはならない場合についても、学校一斉メール配信（フェアキャスト）でお知らせします。

3 感染者及び濃厚接触者への対応濃厚接触者への対応

- ・ 感染者及び濃厚接触者が児童の場合は、学校保健安全法第19条に基づく2週間の出席停止となります。
- ・ 感染者及び濃厚接触者が教職員等の場合は、同様に出勤させない扱いとなります。

4 育成室（公）及び放課後全児童向け事業（アクティ昭和）について

(1) 育成室

施設等の消毒が必要となった場合や、利用児童及び職員の中に感染が確認された者が発生した場合を除き、原則、事業を継続します。ただし、学校（学年、学級を含む）が臨時休業となった児童については、感染拡大予防の趣旨に鑑み、育成室の利用は控えてください。

(2) 放課後全児童向け事業（アクティ昭和）

学校全体が臨時休業となった場合は、その期間の放課後全児童向け事業（アクティ昭和）については中止します。学校全体ではなく、学級又は学年単位の臨時休業となった場合は、臨時休業とならなかった学級又は学年を対象とした放課後全児童向け事業（アクティ昭和）については実施します。